

A・B・C各群の学校は別表のとおりとする。

ア 会津地区の4校(川口・田島・南会津・只見)、県南地区の3校(湖南・埴工・棚倉・東白川農商・東白川農商鮫川)は、それぞれ1地区とみなす。

イ 群の取り扱いの変更は、下表の適用年度以降の人事異動該当者について適用する。

高小	校名	群	適用年度	高小	校名	群	適用年度
小野		A	52	梁川		A	平成8
福島明成		B	56	船引		A	〃
福島北		B	〃	いわき光洋		C	〃
いわき海星		A	〃	勿来		A	〃
磐城農業		A	〃	相馬農業		B	〃
勿来工業		A	〃	棚倉		A	平成9
双葉翔陽		A	〃	東白川農商		A	〃
猪苗代		A	58	あさか開成		C	平成11
白河実業		B	61	光南		B	〃
川俣		A	平成2	石川		A	〃
福島商業		B	〃				

ウ 昭和44年度以降採用者は、原則として、次の条件を満たすよう勤務させるものとする。

○ 採用後15年以内に2地区以上の学校に勤務する。

○ A・B2群の学校に勤務する。ただし、A群については、採用後15年以内とする。

エ B・C群の学校に採用された者は、原則として、A群の学校に勤務させるものとする。

オ 同一学校群内または学校群間の交流については、次の諸点に留意する。

○ A群については、原則として、へき地間、分校間の交流は行わない。

○ B群については、原則として、同一市内間の交流は行わない。ただし、いわき市は除く。

○ C群については、同一市内間の交流は行わない。

カ 職業に関する学科の教員で、同一校勤続8年以上の者については、全県の視野から地区間で相互に交流することができるものとする。

また、異動後同一校に3年以上勤務した場合は、もとの地区内へ転出させることができる。

④ 寮母・技能員については、原則として1、2、3に準ずる。

⑤ 過員解消のための交流は、全県的な立場で優先的に取り扱う。

別表 地区・群別学校分類表

地区	群	A	B	C	盲・聾・養護 (A群校扱い)
県北		福工(定) 川俣 梁川 保原(定) 安達東 福島中央	福商 福島明成 福島北 保原 安達 二本松工	福島 福女 福工 福島西 福島東 福島南	盲 聾(福島) 大笹生養 須賀川養(医大)
県南		安積(御館) 郡北工(定) 長沼 船引 小野 小野(平田) あさか開成(定・通) あさか開成(須賀川) 白二 石川	本宮 須賀川 須賀川桐陽 清陵情報 岩農 白河実業 田村 光南	安積 安女 郡山東、郡商 郡北工 郡山 白河 白河旭 あさか開成	聾 郡山養 あぶくま養 あぶくま養(安積) 須賀川養 須賀川養(郡山) 西郷養 石川養
		湖南 埴工 棚倉 東白川 農商 東白農商(鮫川)			
会津		猪苗代 耶麻農 西会津 会二 川口 田島 南会津 只見	喜多方 喜女 喜商 喜工 大沼 坂下 会農	会津 会女 若女 若商 会工	聾(会津) 会津養 会津養(竹田) 猪苗代養
いわき		いわき海星 磐農 勿来 勿来工 遠野 いわき光洋(定)	内郷 湯本 小名浜 好間 四倉	磐城 磐女 平工 平商 いわき光洋	聾(平) いわき養 平養
相双		浪江(津島) 富岡(川内) 双葉翔陽 相農(飯館) 新 地	双葉 浪江 富岡 相農 小高商 小高工	相馬 相女 原町	富岡養

(3) 管理主事・指導主事の駐在配置

教育事務所	管理主事	指導主事
県北教育事務所	○	○
県中教育事務所	○	○
県南教育事務所		○
会津教育事務所	○	○
いわき教育事務所	○	○
相双教育事務所	○	○

(4) 教頭複数制実施校(平成12年度実績)

福島	福島女子	福島西	福島北
川俣	保原	安積	安積女子
郡山東	郡山北工	郡山	須賀川
岩瀬農業	光南	白河	白河旭
白河実業	田村	船引	会津女子
若松女子	会津工業	磐城	磐城女子
平工業	平商業	内郷	湯本
勿来工業	原町	盲	聾
郡山養護	あぶくま養護		須賀川養護
会津養護	平養護		